

## 北区役所補助作業会計年度任用職員要綱

### (目的)

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、北区役所補助作業会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (任用)

第2条 会計年度任用職員の選考は、採用申込書及び面接の内容を総合的に勘案して行う。

### (任用期間)

第3条 任用期間は2ヵ月以内とする。

### (勤務時間等)

第4条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

- (1) 勤務日数は本市が指定する週4日または週5日とする。
- (2) 勤務時間は午前9時から午後5時30分までのうち、本市が指定する7時間30分または6時間とする。
- (3) 休憩時間は45分とする。

2 所属長は、前項の規定にかかわらず、業務の性質その他の事由により同項の規定によりがたい場合は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間あたり30時間を超えない範囲内において、勤務日を定めることができる。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。